かなみえ、議会だより

 $\underset{N_0}{\overset{2015.11.1}{\mathbf{149}}}$



本宮市・浪江町ふれあい芋煮交流会(悪天候のため屋内にて)

9月定例会。第3回(8月)臨時会

定例会	議会活動の経過報告P 5
議案審議ほかP2~P4	一般質問P6~P11
採決状況P 4	要望書······P12~P13
臨時会P 5	町民の声······P14

平成26年度

9月定例会は、9月8日から9月17日までの10日間 を会期として開催しました。

町長からは、決算の認定、条例の改正、工事請負契約等の締結、土地の取得、 補正予算など、認定2件、議案17件、同意4件、報告1件が提出され、これら について審議を行いました。

審議結果(採決状況)については、4ページに掲載のとおりです。

[主な議案等の内容]

- ○決算の概要は、下記のとおりです。
- ○条例の改正は、**個人情報保護条例、手数料徴収条例、税条例、国民健康保険** 税条例及び町長等の給与の特例に関する条例の改正です。
- ○工事請負契約等の締結は、公共下水道管渠施設の災害復旧工事(委託協定)、 デジタル防災行政無線 (移動系) 設備工事及び橋梁災害復旧工事に係るもの です。
- ○補正予算のうち一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ15億1360万9千円 を増額するもので、歳入の主なものは普通地方交付税4億812万円、前年度 歳計剰余金6億4964万4千円の増額、歳出の主なものは**浪江町復旧・復興基** 金積立金12億3099万1千円、浪江東中学校整備設計委託料4411万4千円の 増額です。
- ○同意した人事案件は、4ページに掲載のとおりです。

【決算の概要】 (単位:千円)

	区 分		一般会計	特別会計	合 計
歳入総	額	1	15,409,379	8,908,240	34,317,619
歳出総	額	2	14,544,733	7,954,418	22,499,151
歳入歳出差	引額 (①-②)	3	864,646	953,822	1,818,468
77 (継続費逓次繰越額		962	22,644	23,606
翌年度へ繰り越す	繰越明許費繰越額		53,755	12,276	66,031
株り越り べき財源	事故繰越し繰越額		40,284	0	40,284
· C / / / // /	計	4	95,001	34,920	129,921
実 質 収	支 (③-④)	(5)	769,645	918,902	1,668,547
前年度実質	収支	6	577,517	1,103,496	1,681,013
単年度』	又支(⑤-⑥)	7	192,128	△ 184,594	7,534
積 立	金 (財政調整基金)	8	61,013		
繰上償還	最 金	9	91,028		
積立金取崩	し額(財政調整基金)	10	298,716		
実質単年度	収支 (7+8+9-10)	(1)	45,453		
W. W. L.					

※詳細については、「広報なみえ」11月号で掲載していますので、ご参照ください。

決 の 認 定

例

0

改

正

認定第1号 らい 決算の認定につ

ているが、なぜ雑入処理なのか。 庫負担金交付金が雑入処理され 給付金の県負担追加交付金と国 問 (馬場) 障がい児通所

載してまいります。 は、 総務課長一今後におきまして より詳細にわかりやすく記

になります

生活支援課長

人件費は34%

の比率は。

1億6213万円の内、

、人件費

質 問 (紺野)

復興支援事業

今後検討してまいります。

人です。

組織体制については、

らの補助金(歳入)なのか。 助成事業250万円は、どこか 問 (馬場) コミュニティ

反対討論

万円です。 自治総合センターからの250 生活支援課長 一般財団法人

とであり、

反対討論とします

(馬場)。

(賛成多数で認定)

バー制度には個人情報を丸裸に

決定的な理由は、マイナン

して危険にさらす問題があるこ

るのか。 の組織体制を強化する考えはあ 防止対策事業で、 人数は何人か。また今後、 問 (山本) 有害鳥獣被害 捕獲隊の延べ 捕獲

は102日、延べ人数は333 産業・賠償対策課長」延べ日数 議案第88号 7 保護条例の一部改正につい 浪江町個人情報

反対討論

問題があるマイナンバー法と一 正には問題があり、 体として提起された本条例の改 します (馬場) セキュリティ対策など大きな 反対討論と

(賛成多数で可決)

議案第83号

反対討論

(賛成多数で可決)

議案第96号 特例に関する条例の一部改 正について 町長等の給与の

した。今回、町長を除いて元に したが、賛成多数で可決されま 育長の給与削減を反対いたしま 会において、町長、副町長、教 質 問 (鈴木) 私は3月定例

戻す最大の理由をお伺いします。 戻したいとのことですが、

たいという思いです。これを機 でお迎えしたい。その上で職務 えています。 に、教育長も元に戻したいと考 会に副町長の公平を期すととも に全身全霊打ち込んでいただき いうことになれば元に戻した形 長] 今回県からの出向と

(賛成多数で可決)

保険税条例の一部改正につ 浪江町国民健康

ては、 ます(馬場)。 意できないので、 浪江町の場合、 値上げ条例そのものには同 特例免除とされています 国保税につい 反対討論とし

補 Ŧ

議案第88号 町一般会計補正予算(第3 平成27年度浪江

は 設計委託料4400万円の内訳 質問(若月) 東中学校整備

> 額は申し上げられませんが、不 築に向けての整備委託料となり 燃物処理委託及び東中学校の改 教育次長] 入札の関係から金

(賛成多数で可決

同意案件

○(同意第1号) 特別功労者の決定について

次の方々を、

特別功労者として決定することに同

(故) **田** 意しました。 大和田 木 佐 田 中 藤 勇 好 穂 良 英 積 滿 次 夫 浪江町大字川添字中上ノ原280 浪江町大字井手字高倉7 浪江町大字川添字上加倉23-4 浪江町大字樋渡字江添8-2 浪江町大字谷津田字流松4-2

○(同意第2号・第3号)

部

幸

雄

浪江町大字川添字南大坂6-2

次の方々を、副町長に選任することに同意しまし 副町長の選任について

間 勝 茂 行 美 福島市方木田字辻ノ内7ー3 浪江町大字室原字堀知木11-2

宮

本

しました。

宮

勝

美

浪江町大字室原字堀知木11-2

次の方を、固定資産評価員に選任することに同意

固定資産評価員の選任について

○(同意第4号)

9月定例会の採決状況

(認定第1号~議案第88号:9月16日採決、議案第89号~継続審査:9月17日採決)

議案番号	件 名	議決結果
認定第1号	決算の認定について	認定
認定第2号	浪江町水道事業会計決算の認定について	認定
議案第80号	浪江町個人情報保護条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	浪江町手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第82号	浪江町税条例の一部改正について	原案可決
議案第83号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
議案第84号	委託に関する協定の締結について	原案可決
議案第85号	工事請負契約について	原案可決
議案第86号	工事請負契約について	原案可決
議案第87号	土地の取得について	原案可決
議案第88号	平成27年度浪江町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
議案第89号	平成27年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第90号	平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第91号	平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第92号	平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第93号	平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第94号	平成27年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第95号	平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第96号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	原案可決
同意第1号	特別功労者の決定について	同 意
同意第2号	副町長の選任について	同 意
同意第3号	副町長の選任について	同 意
同意第4号	固定資産評価員の選任について	同 意
報告第7号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について	報告
	委員会の閉会中の継続審査又は調査について	原案可決

第3回臨時会 8月10日

8月10日に第3回臨時会が招集され、町長から提出された3件の議案について審議を行いました。 採決状況については、次のとおりです。

採決状況

議案番号	件 名	議決結果
議案第77号	土地の取得について	原案可決
議案第78号	平成27年度浪江町一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第79号	平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決

議案第78号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第2号)

反対討論

(なぜ橋梁災害復旧工事を債務負担行為とするのかの質問に対し) 渇水期等の事情 から、同一業者になった方が良いというような答弁がありましたが、これを担保に 議会の議決を求めることは、議決権の侵害であり、反対討論とします。

(賛成多数で可決)

7月31日~ 10月31日

_
_

31日 • 議会運営委員会

12H

19 H

福島県町村議会正副議長・事務局長研修 3Н (福島市) 会

4日 • 文教·厚生常任委員会視察研修(浪江町)

• 産業・建設常任委員会視察研修 6H

(いわき市)

• 産業 · 建設常任委員会視察研修 7日

(いわき市ほか)

• 第3回臨時会 10日

• 全員協議会

• 議会運営委員会

• 総務常任委員会

• 「原子力災害からの福島復興の加速に向け て」の改訂を受けての要望活動(福島市)

※12・13ページに要望書の内容を掲載しましたので、ご参照ください。

 広域圏組合・保健衛生常任委員会 18 H

(広野町)

広域圏組合・消防厚生常任委員会 (広野町) 20日

広域圏組合・総務常任委員会 (広野町)

• 全員協議会 21 H

• 議会報編集特別委員会

広域圏組合・議会運営委員会広域圏組合・議会定例会 25日 (広野町) 28日

(広野町)

9月

1日 • 議会運営委員会

• 定例会開会 (~17日閉会)

8∃ 30日 • 議会報編集特別委員会

(O)E

26日

文教·厚生常任委員会視察研修 1日

(~2日石巻市・女川町)

5日

• 全員協議会

• 議会報編集特別委員会

• 議会報編集特別委員会 9日

• 産業・建設常任委員会 14日

22日 • 福島県町村議会議長会議員研修(郡山市) 23日

二本松市議会との意見交換会(二本松市)

• 第 4 回臨時会

※本会議の出欠状況は、町ホームページ(浪江町議会→会議結果一覧)に掲載しています。

産業·賠償対策課 修を予定しています をする考えは 先進 地視

復興推進課 検討中で

動物等で農地

の試験管

理

○空き家、 創設は 空き地バンク になります。 検証 ŧ のための有識者会議 興 したが、 推 委員会も立ち上 進課 これとは別に除染 解除に向 厳を立ち上 げ ること け

げ 証

○年間被ばく線量 員会の設置方法は の 専門 委

札にかける予定です。 興推進課 (改修) 改修設計業務 は 譲渡 (委託) 0) 決定 たも受 を入

月定例会関係

○雇用促進住宅

の

利

. 用検



5議員が質問

■平 本 佳 司

- (1) 今後の町政について
- (2) 除染方法及び除染後の引き渡しについて
- (3) 帰町後の町の存続について

■佐々木 勇 治

- (1) 東京電力賠償について
- (2) 帰還について
- (3) 生活支援について
- (4) 放射線について

■松 田 孝 司

- (1) 避難生活環境について
- (2) 復興公営住宅入居について
- (3) 帰町にむけて

■渡邉 泰彦

(1) 平成29年3月避難指示解除見込みについて

■馬 場 績

- (1) 閣議決定とその諸問題・今後の対応について
- (2) 再生エネルギーの取組みについて
- (3) 除染の問題と対応について
- (4) 戦争法案と70年談話の認識と見解を問う

一般質問とは、議員が町の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求め政治的姿勢を明ら かにするものです。そのことにより、現行政策の変更、是正あるいは新規政策の採用などの効果があります。

佳司 議員

解除に向け今後の職 **員体制や本庁への** 織移動は

適切な時期に判断してまいります



目標とするならば、 を提案したいと考えています。 よう今期の定例会に副町長人事 は議会の方々に迷惑をかけない 問 平成29年3月を解除 あと1年半

導していますか。

考えていますか。 庁への組織移動等をどのように 況を見ながら適切に対応してい 各出張所も含め、 まえ、適切な時期を判断します。 生活関連施設の整備状況等を踏 ラの復旧及び医療・介護などの しかなく、今後の職員体制や本 総務課長 なお、職員体制については、 一町の除染、 町民の避難状 インフ

除染全般について

い方へは、 いますが、 つもりですか。 除染同意率は80%以上になって 100%同意・除染にする 問 | 帰還困難区域以外の まだ同意をしていな どのように取り組

得られるよう進めていきます。 説明をし、 方に対しては、 ふるさと再生課長 除染作業への理解が 今後とも丁寧な 未同意の

そして残

ないよう法令遵守を徹底的に指 また、犯罪、事故等を起こさ 町で行っていますか。 除染作業員の把握等

は、

質

きないよう業者の監視体制の強 化に努めます。 ついては、全員把握しています。 ふるさと再生課長 また、事件、トラブル等が起 作業員に

定を行い、 メラを使用し、 質 問 他町では、 検証していくとして 町独自で線量測 ガンマカ

札指名委員会にかけていますの 決定しているのに、未だに購入 していないのは、なぜですか。 ふるさと再生課長」今月の入 当町も、さきの議会で購入を もう少しお待ちください。

別々に立ち上げ、総合的に判断 証委員会と除染の検証委員会は 証をしますではなく、 の検証をさせながら、 会を立ち上げ、その一部に除染 質問 | 帰町に向け検証委員 帰町の検 帰町の検

うに考えていますか。 すべきかと思いますが、 復興推進課長

が入った中で検証していくこと を行っていくことになります 染も含め、 と考えています。そこでは、除 になろうかと思います。 員会も立ち上げ、 が、それとは別に除染の検証委 めの有識者会議を立ち上げたい を目途に解除に向けた検証のた 様々な分野での検証] 今月 (9月) 中 色々な関係者

区ごとでなく個別に行う 除染後の引き渡しは行政

です。 が生じ、荒れ地になるのは当然 を出せば、 が、行政区ごとに除染終了通知 政区で除染が終了しています 質 問 今までいくつかの行 3~4カ月の時間差

すが、どう考えますか。 ぜひ、行政区ごとではなく、

完了後、 立ち会い説明」 に完了の電話報告をし、「現地 除染施工業者より個別 「避難先訪問説

どのよ

で引き渡しをすべきかと思いま 個別に通知をして除染終了時に 立ち会ってもらい、納得した上

ふるさと再生課長 除染作業

除染結果の説明を行い、 のいずれか希望する方法により 明」「報告書郵送後の電話説明」 もって終了報告をさせていきま しとしています。 町 環境省には、 責任 引き渡

安全協定書を作成すべき 東京電力に対し町独自の

もわかりません。 どのような状態になるか、だれ まで30年、40年と言われ、いつ、 ですが、その前に安全な生活が です。インフラ整備はもちろん 送れるかです。今、廃炉にする のは「町に戻って生活できるか」 る町民が今一番不安視している 問 帰町を希望されてい

4町のみの締結となっており、 えますか。 すべきかと思いますが、どう考 たな町独自の安全協定書を作成 帰町準備室長 そこで、東京電力に対し、新 一現在、 立地 町

内容での協定を締結するよう要 周辺自治体の安全確保に関する 望しているところです。 村と協力し、 協定についても、県、 立地町と差のない 周辺市町

佐々木勇治

積極的に進めてまいります。

われても困難な せんか **D** 早い時期 での決定はでき

金の行方は 東京電力精神的損害賠償

解除時期の決定は できるだけ早くお知らせします

が整わなく、

解除が延びた場合、

域や居住制限区域は、

帰還条件

問

避難指示解除準備区

ますか。

精神的損害賠償はいつまで続き

除は、 をどう考えていますか。 れる避難区域に子供たちの帰還 有害業務の就業制限)で逮捕さ 復興推進課長 ですると労働基準法違反(危険 問 除染で18歳未満を雇] 避難指

策など、安心して生活できる環 学校の復旧・整備、健康管理施 めのものであり、 町民の皆様の想いを実現するた 境づくり・教育環境づくりを今 るものではありません。 んでいる皆様に、帰還を強制す また、町内除染の徹底や小中 町に早く帰りたいという 帰ることを悩 宗の解

問

的には震災前の基準値の放射線 時0・23μSνを目指し、最終 もちろんのこと、第1段階で毎 時〇・06 µS vですので、年間 を取り戻すべきではないでしょ 追加被ばく線量1 mS v以下は

を目指すように国へ継続的に要 染地域であり、長期的に年間1 望します。 様が安心して生活できるよう MSv以下を目指し、 ふるさと再生課長」国直轄除 できる限りの放射線量低減 町民の皆

めてまいります。 な説明を行い、理解の浸透に努 また、帰還に関しては、丁寧

測定でき 問 1 自宅において累積値 年間の積算線量

期間まで賠償継続されることを

償紛争審査会が示した中間指針

産業·賠償対策課長

原子力賠

に沿って、

避難指示解除後相当

東京電力に確認しています。

終了と誤解を招く記事でした 発表等が、平成30年3月で賠償 浪江町ホームページにおい 今回の東京電力プレス

なお、

多いが 放射性物質に不安の声が

震災前の基準値が 毎



Dーシャトル

りませんか。 能濃度調査結果を5回刻みごと に、15㎝まで公表する考えはあ 質 問 公共施設の土壌放射

関と協議調整したいと考えてい していませんが、 ふるさと再生課長 今後、 現在実施 関係機

―シャトルを購入すべきではな いでしょうか。 が確認できる個人積算線量計D

町に当たり詳細な個人線量把握 バッジを配付していますが、帰 健康保険課長 必要性を認識しています。 現在、 ガラス

の賠償の旨を周知いたしました。

て避難指示解除後相当期間まで

をいただきながら、導入も視野 町健康管理検討委員会から助言 今後、 検討していきます。 町で設置しました浪江

も生活支援が不十分との声

助成の考えはありません

損害賠償だけでは厳しい状況で

三重生活が多く見られ、

精神的

問 子育て世代に、二重

助制度等、 学校給食費等を助成する就学援 小・中児童生徒に係る学用品・ る幼稚園就園奨励費補助金制度、 稚園の入園料、授業料を助成す 行っています。 保育所での保育園料の助成、幼 歳までの子ども医療費の助成、 目的とし、 教育次長 児童手当の支給、 多様な支援、 経済的負担軽減 助成を

松田 孝司 議員

町

町主導で避難先に目に見える謝意の考えは

さんが、地元にお世話に

先日も避難者の会の皆

になっています。

検討をさせていただきたいと思います

を言ってきました。 祭を兼ねた解散式でお礼 なったということで納涼

お世話になった町民の

と思います。 ンアップなどをするのも良いか 良いですから、町民に声を掛 年に1度でも30分、1時間でも 知らないうちに、様々な迷惑を け、それぞれの避難先でクリー おかけしています。 話になっていますが、 各避難先の自治体に長い間お世 仕作業をするのも良いのですが、 個人や各仮設自治会単位で奉 問 一私たち浪江町民は、 避難先に

など町全体で避難先に目に見え る謝意を表わす考えは、 町主導で仮設・借上げ自治会

町民の方々が大変お世話 避難先の自治体には 避難が長くな



復興公営住宅造成工事 (南相馬市北原)

空間線量の基準値は 除染後の再除染を求める

基準を設けずに除染を行ってお を行っていますが、環境省では 除染後も高線量の所があり 問 現在浪江町では除染

どの再除染を求めると言ってい 高いところのフォローアップな 町でも、 除染後の空間線量 0)

らせるといっています。

空間線量を1μS∨程度まで減 ば除染によって3~8μSvの

格除染が始まり、環境省によれ

大熊町の帰還困難区域でも本

います。

させていただきたいと思

と思いますので、

、検討を

意味で大変大切な心構え 方々、謝礼を示すという

> 避難先での医療施設や介 護施設不足につい

ますが、 や介護施設の不足などが、 うな対策を考えていますか。 ます生じることが想定されます。 始まれば、 されている方からも言われてい は思いますが、町としてどのよ 県でも実態は把握していると 問 復興公営住宅へ入居が 現に南相馬市に避 病院などの医療施設 ます

> により全国からの介護職員の応 域等への介護職員等の応援事業 材の確保に努めるとしています。 制の再構築と地域医療を担う人 検討会を立ち上げ、医療提供体 郡等避難地域の医療等提供体制 介護についても福島県相双地

町村や県の担当課との連携を図 めていきます。 なサービス提供体制の確保に努 りながら、避難先における必要 町としては、今後も避難先市 めているところです。 援を得るなど、人材の確保に努 復興推進課長 県では、 双葉

基準値は何μSν/hを考えて ますが、その求める空間線量の いますか。

ます。 アップ除染を行うこととしてい 究し、現場に応じたフォロー あった箇所について、 維持されているか行います。そ おけるフォローアップ除染につ の調査結果において、異常が ングを行い、面的除染の効果が いては、除染後、事後モニタリ ふるさと再生課長 原因を追 環境省に

となるよう要望していきます。 と、長期的に年間1mSv以下 へきちんと基準値を示すこと ませんので、 については、 フォローアップ除染の基準値 町としては環境省 現在明確化してい

渡邉 泰彦 議員

平成29年3月の避難指示解除の見込みは

前提条件を全てクリアした状況でなければ 解除できません



問

福島県外で避難生活

はれている町民への支援策県外で避難生活を強いら

員する考えはありますか。 問等で精神的なフォローをして の約30%) の浪江町民を戸別訪 を送っている約6千人(全町民 また、新たな支援策を考えて 『浪江町復興支援員』

いますか。

います。 情報提供やメディアを通した間 る訪問や交流会など、直接的な お伝えすることが重要と考えて の繋がりを維持していくため 生活支援課長 復興する姿を様々な方法で 浪江町復興支援員によ 町民の皆様と

> して取り組みます。 接的な方法など、工夫・改善を

があると思います。 受けられますので検討する余地 ネリ化しているところも若干見 員制度をつくりましたが、 ウハウを借りて、今年から支援 思います。福島県も浪江町のノ 町民のフォローについては、抜 本的見直しを図っていきたいと 長 県外で避難している マン



します。 在では、 りを継続するため、 町民の約70%)の浪江町民は、 を送っている約1万4千人(全 ています。 避難生活が4年以上経過した現 『町民サロン』の充実をお願い また、新たな支援策を考えて 問 避難形態が様々になっ 福島県内で避難生活 総合的に町との繋が 核としての

ている町民の皆様は比較的一時 避 どでの、 要だと考えています。 ていきたいと思います。 の絆を繋ぐためには、

帰宅が可能と考えています。

んで参りたいと考えております。



県内での交流会の様子

きます。 難先での支援とともに、 点として、 を整備して、 ポーツセンターや、いこいの村 新たな支援をしてい 交流や情報発信拠 町のス

民の皆様と策定した『浪江町

復 町

第2ステージの5年間は、

変わってくると思います。 とめあげていくような組織は必 や習いごとなど、きっちりとま 町 そのような方向性を検討し 長 趣味的な文化サークル 住宅の形態は様々に これから 交流館な 町民

県外での交流会の様子

いますか。

生活支援課長

県内に避難

テージから第2ステージへ 復旧復興実現期は第1ス

ださい。 来のビジョンと決意をお答えく 年間が終了し、後半の第2ス テージが始まります。 -間の前半の第1ステージの5 問復旧復興の実現期 町長の将

間で、 間は、 と考えています。 町民の皆様が100%納得して でしたが、何とか目処がつい いただける状態ではありません をクリアしてきたつもりです。 の問題など、 町 除染・賠償・健康・医 なかなか難しい期間でし スタートラインにつく期 第1ステージの5 ひとつひとつ課題

きます。 ちづくり』を進めるために、 としてのメッセージを残してい 興計画』に基づいて、 にきっちりと被災経験をした町 人生の全てを投入する覚 これからの5年間を取り 町民の皆様と『協働のま 共同参画の社会を造る 次の世代 私

馬場 議員

問

9月5日楢葉町が避

賠償の終期の閣議決定と 避難解除時期 町の対応は

事故から一律6年で避難解除という閣議決定は 不適切と考えます

> ますか。 ました。 難指示解除や賠償に期限を持ち 者と福島を突き放すものです。 免罪符を与え、支援すべき被災 込むものであり、 ためにどのような見直しを求め 閣議決定の基本問題をどのよ 続けて6月に閣議決定をし 問 帰還困難区域以外の避 政府与党の第5次提 町民の生活再建の 東京電力には

ると考えております。 年で解除というのは不適切であ 町 長 市町村一律に事故6

汚染、 動などの不安を残したままであ 備を優先すべきです。 難解除されました。 水や住宅、生活空間の放射能 浪江町は再開可能な条件整 子供の教育、働く場所、 介護、事業再開、 生産活

した段階で、県、 など子供の生活環境が十分進捗 け原子力災害対策本部長通知で 町 などがおおむね復旧し、除染 インフラ、医療・介護・郵 長 平成25年3月7日付 市町村、 討すべきです。 質

検証が待たれる除染現場(左:浪江中、右:浪江小) 除染をして戻れるか、

後に賠償の終期をどうするか検 の生活再建に時間をかけ、その 戻る人、 戻れない人

問

除染について、 ふるさと再生課長 問 除染の低減目標と再 お答えください。 基準値は

閣議決定と現実のかい離をど

う働きかけるのか、 のように認識し、 国 お答えくだ 東電にど

としております。

と十分な協議を踏まえて決める

に合わせた賠償継続を求めてお く指導するよう求めていきます。 べきであり、 査会の指針に沿って判断される とリンクすべきではなく、 町 更に原子力損害賠償審 賠償は避難指示解除 国は東京電力を強 実態

除染事業者の指導管理・

緑量測定と再除染について

いますか 染後の線量測定は、 問 除染作業の監視、 どうされて 除

を継続して行います。 から1年後にモニタリング調査 線量測定は、除染終了後、 る現場監視を行っております。 対策課と連携し、抜き打ちによ ふるさと再生課長 県の除染 半年

解釈変更に問題があり、 になってきています。 お答えください。 町

環境省へ基準値を示すことと、 現在明確化されていないので、 以下となるよう求めております。 長期的に年間1ミリシーベルト

ち上げるのか、お答えください。 のは問題です。 がまだ一回も実施されていない 除染検証委員会をいつまで立

問

フォローアップ除

をします。 アップ除染に関しましては、 く対応します。 ンマカメラを購入し、 ふるさと再生課長 検証委員会は、 できるだけ早 異常確認 フォロ ガ

戦争法案の廃案を求めよ

主権者として新しい国民的運動 違憲立法の廃案を求めるか、 問 廃案を求める行動は、

きと考えます。 意思に基づく正当な議論をすべ 閣議決定による憲法 国民の

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改訂を受け、8月12日、国への 要望活動を行い、その中で次のとおり要望書を提出しました。

要望 書

平成27年8月12日

福島県双葉郡浪江町議会 議長吉田数博

平成27年6月12日に「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」の改定が閣議決定な された。

しかしこの内容は、原子力災害被災地の復興を進めるための、様々な取り組みの強化につ いて掲げられている一方、現在の除染の進捗率は20パーセント程度であり、いまだ広範に 高線量地域を抱える当町において除染精度が確保されていない等、復興整備に苦慮してい る実情が十分に理解されていないところが散見される。

今後、実態に向き合い、これまで以上に地域住民の協力を糧として、対策を加速・充実し、 様々な課題に迅速に対応していくため、以下の点について反映されるよう強く要望する。

1. 避難指示の解除時期

平成25年3月7日付けで原子力災害現地対策本部長から浪江町長宛て通知において、4 項目の付帯事項が付記されている。

政府としてこれらを再確認し、一方的かつ全町一律ではなく当町の実情にあった解除時 期とすること。

- (1) 復興の課題が山積しており、自治体の考え方を尊重して解除の見通しを判断すべきである。
- (2) 国が示す避難指示解除三要件のうち、特に子供達の健康を重視し、国の責任において早 急に年間1ミリシーベルト以下の除染を目指し、確実な除染を行なうべきである。また、 他の二要件の充足には自治体との綿密な協議により実行されるべきである。
- (3) 解除見通しの協議においては、廃炉・汚染水対策の現状も加味すべきである。

2. 財源及び人材の確保

原子力災害被災地域においては今後本格的な復興期を迎える状況にあるため、イノベー ション・コースト構想も含め「復興・創生期間」における十分かつ柔軟な財源の確保を強く

また、福島第一原子力発電所の廃炉や除去土壌等の最終処分場への搬入までには相当な期 間を要することから、「復興・創生期間」終了後も長期的にしっかりと復興財源を確保すること。 さらに、復興の加速にはそれを支える人員・人材が必要不可欠である。継続的かつ安定的 な人材の確保策を求める。

- (1) 復興事業等の業務は始まったばかりであり、自治体の取り組みに十分配慮した人材確保 をすべきである。
- (2) 平成27年度で終了するとした除染実証研究費を増額継続すべきである。
- (3) インフラ復旧等、国が掲げる対策・支援等を含めた事業が道半ばであり、帰還環境整備 交付金基金を平成30年3月で終了せずに、実情に合った期間まで継続運用すべきである。
- (4) イノベーション・コースト構想における国・県が考える案と自治体が計画する案につい て、国からの一方的な提示ではなく、実情に合った地域創生の実現が可能となるための 連携と協力を強化し、実現に向け十分な財源を確保すべきである。
- (5) 一次産業再生のため、中長期的な支援策や財源を確保すべきである。
- (6) 医療・福祉関係施設等の設置がなければ人材の確保が出来ない。早急に設置計画を示し、 自治体・住民の意見を十分に取り入れるべきである。

3.事業の再建・なりわいの確保・生活の再構築に向けた支援

「住民帰還に向けた環境整備のために平成27年度と28年度2年間を、特に集中的に自立 支援施策の展開を図る期間」と位置付けているが、当町の状況においてはいまだ除染も完了 しておらず、インフラ復旧もままならない状況である。被災地によって、復旧の進捗が異な ることから、集中期を限定せずそれぞれの町村の現状に照らし合わせた自立支援施策の展 開を図ること。

- (1) 国が実施する事業再開に関する調査は、帰還する住民や復興に関わる人たちのニーズを 把握するために定期的に実施し、その結果を協議するときは、自治体、商工農林水産事 業者等の実態に即したメンバーによる主体性を持った会議とすべきである。
- (2)中小企業、商店等8000社以上、より多くの業種経営者の意見を直に聞き、取りまとめる だけでなく、再開に至るまで商工会等関係機関も交えて、細かく協議を重ねるべきである。
- (3) 帰還後、放射線量の地域格差が風評被害に至らないよう手立てを講じるべきである。
- (4) 販路開拓には民間活力を最大限利用するなど、国の責任において対策を講じるべきである。

4. 実情を勘案した賠償の継続

就労不能損害賠償及び営業損害賠償については、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針 においていずれもその終期は「基本的には対象者が従来と同じ又は同等の就労活動(または 営業活動)を営むことが可能となった日とすることが合理的である」と明記されている。

除染が始まったばかりであり、帰還の見通しがたたない当町においては、一律でこれら賠 償を打ち切ることなく環境が整うまで賠償すべきである。

また、事業再開に際し、事業用資産の賠償の時価相当額を超過した修繕費用や代替資産の 取得費用が発生していることから、事業者が再開しやすいようさらなる支援施策の構築や 中間指針における「追加的費用」として賠償すべきである。

- (1) 東京電力株式会社に対する賠償等の指導が充足されず未解決の事例が多くある。また、当初 より賠償環境が変化しており見直されるべきであるので、国指導による確実な実行を求める。 (2) 営農・営業とは生活する収入源が得られて初めて成り立つものであり、地域性を考慮し
- て全ての生業が達成するまで継続すべきである。

5. インフラと生活環境整備

本年3月1日に全線開通した常磐自動車道について、復旧·復興に向けた交通量が増加や 中間貯蔵施設への搬入車両の増加等を見据え、帰還に向けて住民生活の安全安心を確保す るためにも複線化すること。

中間貯蔵施設への搬入ルートについて、地元の意見を重視したルートを確立するととも に、道路等の補修や拡幅等の措置を講じ、住民の安全、安心を確保すること。

- (1)国道114号は今後行われる汚染土壌の運搬路となり、住民の生活道路としての役割を逸 脱した道路となってしまう。住民の高齢化や分散した家族、住民との交流に際し安全に 走行できるよう、早急に狭隘区間の拡幅整備等の措置を講じるべきである。
- (2) 津島方面への避難時には大渋滞を引き起こしたことから、当町から中通りにかけての 「避難道路」として、また、高度専門医療を担う中核機関である県立医大附属病院と当 町を結ぶ「命の道路」として、早急に整備すべきである。
- (3)住宅等建造物の解体については、避難開始から相当な時間が経過しており所有者が使用 に耐えられないと判断したときは、全額国費で処理すべきである。
- (4) 復興公営住宅の整備は住民が失望するほど遅れている。最重要事業として取り組むべき である。
- (5)新たに住居等を確保しその地域に溶け込もうとしている町民と、地域住民のコミュニ ケーションが取れる環境を構築できるように、十分な協議を重ね支援をすべきである。

6. 帰還困難区域を含めた除染に関すること

- (1)帰還困難区域の除染(森林・河川・大柿ダム関連施設等を含む)を積極的に取り組むこ と。また、森林から下流域の河川敷地と周辺地域への汚染が拡大していることを踏ま え、森林除染や土壌除染の実証研究を行い、早急に技術の開発をすべきである。
- (2) 帰還困難区域に暮らしていた住民の気持ちを大事にし、宅地・農地等の管理は定期的に 実施すべきであり、早急に除染の工程表や今後の在り方について明示すべきである。

7. 廃炉対策について

- (1)これまで情報は後出しであり、当町は立地町以上に甚大な被害を蒙っている。国と東京 電力株式会社はこの事実を認識し、立地町と同等の情報共有と復興への支援を行うべき であり、今後は安全協定等をもって対応すべきである。
- (2) 廃炉作業は十分な安全対策を講じるべきである。

(あて先)内閣府原子力災害現地対策本部本部長、復興大臣、環境大臣、経済産業大臣

町民の



避難 を迎えて 生活5 年目

が誕生して、家族もひとり増え NPO法人ウィズの方々の協力 地元の生協連、 長として、『ふれあいお茶会』を 宇都宮市では、 実した毎日を過ごしています。 て妻と3人家族になり、 戻って来ました。震災後に長男 の10月に福島県の須賀川市に 難して4年が経ちますが、 8ヶ月が経過しました。 66回開催することができま 栃木県の宇都宮市に避 ふれあいコープ、 避難者の会の会 今は充 震災後

故郷浪江町を追われて、

妻は美容院を開店しました。 の方の影響で、 ティアで訪問してくれた整体師 は震災当初に仮設住宅をボラン はそもそも美容師でしたが、 須賀川市を訪れた際は 須賀川市で、 やっと資格を習得しました。 様々な研修や講習を受け この道に進みま 私は整体院を、 ぜひお

方々に感謝と共に『ありがとう』 けていただいたボランティアの

尚史さん

(権現堂)

吉田

作って、 とう』です。 けるために、 ています。 に避難している町民に元気をつ 浪江町』を入れた特大の旗を ンバーと共に、日本全国に遠征 なみえ』の活動も、 た方々にも感謝と共に『ありが しています。 ヨサコイチーム『wonder 震災前から15年間続けている 復興のアピールと各地 全国で応援してくれ 力の限り旗を振っ 震災後に『福島県 復帰したメ

るように、 に着実に一歩一歩前進していけ 間はかかると思いますが、確実 『浪江町を取り戻す』には、 施策を実行してくだ

時

が何を想い、 の浪江町に戻るように努力して かを掴み取って、それを胸に抱 いて下さい。 国と東電に対して、浪江町民 よろしくお願いします。 何を希望している 日も早く震災前

長い間、 暖かい支援を続

興のために頑張っていただきた 中心とした執行部の皆様、そし ることはできないと思います。 能の影響が心配なので、私たち いと思います。 て町議員の皆様には、 したいと夢見ています。 しかし、いずれかの時期に帰町 家族は当分の間、 いますが、子供が小さく、 避難指示の解除が見込まれて さて、平成29年3月に浪江町 故郷に帰還す 復旧・復 が町長を

立ち寄りくださ

長

みなさまの声を お聞かせ下さい。

議会報編集特別委員会では、町民の皆様の声 「議会だより」に掲載しています。議会に対 する意見、要望、感想等、何でも結構ですの で、声をお寄せください(議会事務局まで)。

■発行責任者■ 議 ■議会報編集特別委員会■



博 吉 \blacksquare 数

鈴 木 幸 治 佐々木 勇 治 渡 泰 邉 彦 平 本 佳 司 孝 司 松 田 田 重 章 泉